

# 専門学校麻生工科自動車大学校 学則

## 第1章 総則

### (目的)

- 第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に従い、工業技術に必要となる知識技能を修得せしめ工業の分野で、社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。
- 校訓： 無私

### (名称)

- 第2条 本校は、専門学校麻生工科自動車大学校という。

### (位置)

- 第3条 本校は、福岡市博多区東比恵2丁目8番28号に置く。

### (学校評価)

- 第4条 本校は、その教育における一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、5年に1度、外部の識見を有する者による評価を行う。
- 2 前項の評価の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第2章 課程、学科、修業年限及び定員並びに休業日

### (課程、学科、修業年限及び定員)

- 第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、別表1のとおりとする。

### (在学期間)

- 第6条 在学期間は、在籍する学科の修業年限の2倍を限度とする。

### (学年及び学期の始終期)

- 第7条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 2 本校の学期は、次のとおりとする。
- |    |               |
|----|---------------|
| 前期 | 4月1日から8月31日まで |
| 後期 | 9月1日から3月31日まで |
- 3 校長は必要に応じ、第1項および第2項の期間を変更することができる。

(休業日)

第8条 学校の休業日は、次のとおりとする。ただし、第3号から第5号の休業日の始期及び終期は年度により学年暦に定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 夏季休業日
- (4) 冬季休業日
- (5) 春季休業日

2 校長は、特に必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

### 第3章 組織および会議

(教職員)

第9条 本校に次の教職員を置く。

校 長	1名
教 員	基幹教員20名以上
講 師	必要に応じて置く
助 手	必要に応じて置く
事務職員	2名以上
学校医	1名

2 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

(会議)

第10条 学校の円滑公正な運営を図るため、次の会議を置く。

- 一、教務会議
- 二、カリキュラム会議
- 三、進級・卒業判定会議
- 四、入試選考会議

### 第4章 教育課程

(教育課程及び授業時間数)

第11条 本校の教育課程及び授業時間数は、別表2のとおりとする。

- 2 授業科目の授業実数を単位数に換算する場合は、別途定める規則に基づいて行う。
- 3 自動車整備士養成課程に係る科目の授業の1単位時間は50分とする。

(授業時間)

第12条 本校の始業および終業の時間は、9時30分から17時までとする。

(成績評価)

第13条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、状況等を総合的に勘案して行う。

- 2 各学期末に行う試験、及び実習の成果についての評価は、別に定める「成績評価、進級および卒業に関する規程」に基づき行う。

(課程修了の認定)

第14条 進級及び卒業の認定は別に定める「成績評価、進級および卒業に関する規程」に基づき、校長が行う。

## 第5章 入学、転入学、編入学、休学、復学、退学、除籍、復籍 及び卒業

(入学資格)

第15条 本校への入学資格は、次に該当する者とする。

高等学校、これに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者または学校教育法施行規則第183条の規定に該当する者。

(入学時期)

第16条 本校への入学時期は、学年の始めとする。

(入学志願手続)

第17条 本校に入学を志望する者は別に定める所定の書類に入学選考料を添えて校長に提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第18条 入学者の選抜方法については、別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第19条 入学者の選抜に基づき、合格通知を受けた者は、校長の指定する期日までに所定の入学金を納付しなければならない。

- 2 校長は、前項の入学手続きを完了した者（入学金の免除又は徴収猶予している者を含む。）に入学を許可する。
- 3 入学を許可された者は、校長の指定する期日までに、学則に定める授業料等を納付し、所定の誓約書に本人および保護者等 1 名が署名の上、その他必要な入学書類を添えて、手続きをしなければならない。なお、本校が特別に認める者については、保護者等の署名は不要とする。

（転科）

- 第 20 条 他の学科への転科を希望する者には、学科の特性上可能な場合に限り、選考の上これを許可することがある。
- 2 転科に必要な事項は別に定める

（編入学）

- 第 21 条 編入学を希望する者には、学科の特性上可能でありかつ欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。
- 2 編入学に必要な事項は別に定める。

（転入学）

- 第 22 条 転入学を希望する者には、学科の特性上可能な場合に限り、選考の上これを許可することがある。
- 2 転入学に必要な事項は別に定める。

（再入学）

- 第 23 条 退学もしくは在籍可能年限を超えたために除籍となった者が再入学を願い出た場合、選考の上、これを許可することがある。
- 2 再入学に必要な事項は別に定める

（休学）

- 第 24 条 疾病その他やむを得ない事由によって、引き続き 30 日以上修学することができない者は、休学願（病気の場合は診断書添付）を提出し、校長の許可を受け休学することができる。
- 2 休学期間満了までに、所定の手続きを行わなくてはならない。

（復学）

- 第 25 条 休学期間満了の場合または休学の期間中にその理由がなくなった時は校長に願い出て、その許可を得て復学することができる。

- 2 休学者の復学時の学年は、休学許可時の学年とする。
- 3 学則および学生に関する規程については、復学時の学年の学則及び規程等を適用する。但し校納金に関しては、入学時の規定を適用する。
- 4 復学に必要な事項は別に定める。

(退学)

第26条 退学しようとする者は、所定の書類を校長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 退学に必要な事項は別に定める。

(除籍)

第27条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- (1) 死亡した者。
- (2) 行方不明の届出のあった者。
- (3) 授業料その他の納付金を滞納し、督促を受けてもなお納付しない者。
- (4) 第24条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者。
- (5) 休学期間を超えてなお復学しない者。
- (6) 第6条に定める在学期間が所定の年数を超える者。
- (7) 正当の理由なく、欠席が長期にわたる者。
- (8) 所定の手続きを指定の期日までに行わなかった者。
- (9) 退学処分を受けた者。

- 2 除籍に必要な事項は別に定める。

(復籍)

第28条 前条項第3号の規定により除籍となった者から復籍の願い出があったときは選考の上、これを許可することがある。

- 2 復籍に関する規程は別に定める。

(卒業)

第29条 本校指定の修業年限以上在学し、第14条の卒業認定を受けた者に対し、校長は卒業証書を授与する。

(専門士の称号)

第30条 下記の課程・学科を修了した者は、学校教育法第131条の2及び学校教育法施行規則第186条に基づき、専門士と称することができる。

課程名	学科名
工業専門課程	2 級 自 動 車 整 備 科
	国 際 自 動 車 整 備 科

(高度専門士の称号)

第 3 1 条 下記の課程・学科を修了した者は、学校教育法施行規則第 1 8 6 条の 3 に基づき、高度専門士と称することができる。

課程名	学科名
工業専門課程	1 級 自 動 車 整 備 科
	総合自動車エンジニア科

## 第 6 章 外国人学生

(外国人学生)

第 3 2 条 外国人で、本校に入学を志願する者があるときは、特別の選考を経て入学を許可することができる。

- 2 外国人の入学資格、入学志願手続、その他必要な事項は別に定める。
- 3 外国人とは、日本以外の国籍を有する者をいう。ただし、下記の者を除く。
  - (1) 日本の法律に基づく法定特別永住者、永住者又は永住の意思が認められる定住者。
  - (2) 日本において高等学校、これに準ずる学校又は中等教育学校を卒業した者。

## 第 7 章 賞罰

(表彰)

第 3 3 条 成績優秀にて、他の模範となる者は、表彰する事がある。

- 2 表彰に関する規程は別に定める。

(懲戒)

第 3 4 条 校長は、本校の規則に違反、又は本校の学生としての本分に反する行為があった場合において、教育上必要と認められるときには、学生に対し懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学の 3 種類とする。
- 3 懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 本校の学則及び諸規程に違反する行為

- (2) 法令に違反する行為（犯罪行為）
  - (3) 人権を侵害する行為
  - (4) ハラスメント行為
  - (5) 情報倫理・学問倫理に反する行為
  - (6) 学生の学習、教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
  - (7) 試験等における不正行為
  - (8) その他学生の本分に反する行為
- 4 懲戒による退学となった者の再入学は原則認めない。
  - 5 その他必要な事項は別途定める。

## 第8章 入学金、授業料及びその他

### （納付金）

第35条 本校の入学金、授業料等は、別表3のとおりとする。

- 2 既に納付した入学選考料、入学金、授業料、施設設備費及び教育充実費は、原則として返還しない。ただし、特別な事由があると校長が認める場合は、この限りでない。

### （連帯保証人）

第36条 校納金支払につき、学生は連帯保証書を提出するものとする。この連帯保証人となることができる者は、支払能力を有する者に限る。なお、本校が特別に認める者については、連帯保証書の提出は不要とする。

### （連帯保証人の変更）

第37条 連帯保証人について連帯保証書記載の内容に変更が生じた場合は、所定の書類により、直ちに校長に届け出なければならない。

### （退学及び停学の場合の納付金）

第38条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料及び当該年度の施設・設備費、教育充実費、実習費は徴収する。

- 2 停学期間中の授業料は徴収する。

### （休学の場合の納付金）

第39条 学期の途中で休学した者の当該期分の授業料および当該年度の施設・設備費、教育充実費、実習費は徴収する。

(復学の場合の納付金)

第40条 復学した者の校納金は、入学時の規定を適用する。

- 2 復学した者は、所定の期日までに校納金を納入しなければならない。
- 3 学期の中途において復学した者の当該期分の授業料および当該年度の施設・設備費、教育充実費、実習費は徴収する。

(寄宿舎)

第41条 寄宿舎に関する事項は設置時に寮規則を校長が別に定める。

(健康診断)

第42条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより、実施する。また、校長が必要と認めた場合には、臨時の健康診断を実施することがある。

- 2 学生は、本校が実施する健康診断を受けなければならない。

## 第9章 科目等履修生および聴講生

(科目等履修生)

第43条 本校において開設する授業科目に対し、本校の学生以外の者から、特定科目について履修および聴講の申請がある場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生および聴講生として当該科目の履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生および聴講生に関する事項は別に定める。

## 第10章 雑則

(保護者等)

第44条 第19条第3項に定める保護者等の定義等については、別に定めるものとする。

### 附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

(文化教養専門課程の設置)

(日本語科1年6か月の設置)

(日本語科2年の設置)

(1級自動車整備科、2級自動車整備科の定員変更)

#### 附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

(学科名の変更【機械設計エンジニア科】、条文の変更による)

(専門士の称号を授与する条文の追加(2級自動車整備科)については、  
平成22年2月26日から施行する)

ただし、平成22年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。

#### 附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

(日本語科の入学選考料の変更、条文の追加およびカリキュラムの変更による)

(専門士の称号を授与する条文の追加(自動車システム工学科、ロボット工学科)および  
高度専門士の称号を授与する条文の追加(1級自動車整備科)については  
平成22年11月29日から適用する。)

#### 附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

(学科名の変更【メカニカルデザイン科】、および1級自動車整備科、  
2級自動車整備科の定員変更による)

ただし、平成24年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。

(専門士の称号を授与する条文の追加(機械設計エンジニア科)については、  
平成25年1月29日から適用する)

(条文の文言、表現の変更、成績評価、進級および卒業に関する規定の  
変更による)

#### 附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

(学科名の変更【自動車工学・機械設計科】による)

ただし、平成25年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。

#### 附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

(条文の文言、表現の変更、入学金の変更、条文の追加およびカリキュラムの変更による)

(専門士の称号を授与する条文の追加(メカニカルデザイン科)については、  
平成28年2月29日から適用する)

(1級自動車整備科、2級自動車整備科、自動車工学・機械設計科の入学金の変更)  
ただし、平成27年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。

## 附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

(条文の変更・追加およびカリキュラムの変更、校納金の変更による)

(専門士の称号を授与する条文の追加(自動車工学・機械設計科)については、  
平成29年2月28日から適用する)

(1級自動車整備科、2級自動車整備科、自動車工学・機械設計科の校納金の変更)  
ただし、平成28年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。

## 附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

(第6条(在学期間)の条文を変更)

(第8条(休業日)の条文を変更)

(第9条(教職員)の条文を変更)

(第11条(教育課程及び授業時間数)別表2-3、別表2-5を変更)

(第12条(授業時間)の条文を変更)

(第13条(成績評価)の条文を変更)

(第15条(入学資格)の条文を変更)

(第19条(入学手続き及び入学許可)の条文を変更)

(第22条(転科)の条文を変更)

(第23条(編入学)の条文を追加)

(第24条(転入学)の条文を追加)

(第25条(再入学)の条文を追加)

(第27条(復学)の条文を変更)

(第30条(復籍)の条文を変更)

(第32条(称号の付与)の条文を変更)

(第35条(表彰)の条文を変更)

(第40条(復学の場合の納付金)の条文を変更)

第6章 外国人学生の条文を追加

ただし、平成29年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。

第6条及び第6章においては平成29年度以前の入学生も適用する

## 附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

(国際自動車整備科の新設)  
日本語科(2年の廃止)  
(日本語科(1年6か月)の定員変更)  
(第8条(休業日)の条文を変更)  
(第11条(教育課程及び授業時間数)の条文を変更)  
(第11条(教育課程及び授業時間数)別表2-1、別表2-2、  
別表2-3、別表2-4、別表2-5を変更)  
ただし、第11条の規定については、平成30年度以前の入学生は、従前の規定を  
適用する。

(第13条(成績評価)の条文を変更)  
(第15条(入学資格)の条文第2項を追加)  
(第27条(復学)の条文を変更)  
(第6章 外国人学生を追加)  
(第34条(外国人学生)を追加)  
(第35条(表彰)の条文第2項を追加)  
(第40条(復学の場合の納付金)の条文を変更)  
(第43条(科目等履修生)の条文を変更)

## 附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。  
(第4条(学校評価)の条文第2項、第3項を追加)  
(第11条(教育課程及び授業時間数)別表2-5を変更)  
(第12条(授業時間)を変更)  
(第26条(休学)の条文第6項、第7項を変更、削除)

## 附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。  
(第5条((課程、学科、修業年限及び定員)別表1の変更)  
(第11条(教育課程及び授業時間数)別表2-1、別表2-2、  
別表2-3、別表2-4、別表2-5の書式のみを変更)  
(1級自動車整備科、2級自動車整備科、  
自動車工学・機械設計科の入学金の変更)  
ただし、令和3年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。

## 附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

(第11条(教育課程及び授業時間数)別表2-4を変更)  
(第19条(入学手続きおよび入学許可)の条文を変更、第3項を追加)  
(第20条(保証人)を削除)  
(第21条(保証人の変更)を削除)  
(第30条(称号の付与)専門士の称号を授与する条文の追加(国際自動車整備科)に  
ついては、令和4年3月4日から適用する)  
(第34条(懲戒)の条文第2項を変更)  
(第35条(納付金)別表3を変更)  
(第36条(連帯保証人)を追加)  
(第37条(連帯保証人の変更)を追加)  
(第44条(保護者等)を追加)  
ただし、令和3年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。

#### 附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。  
(第5条((課程、学科、修業年限及び定員)別表1の変更)  
(第7条(学年及び学期の始終期)の条文第4項を追加)  
(第9条(教職員)条文第1項を変更)  
(第11条(教育課程及び授業時間数)の別表2-1、別表2-2、  
別表2-3、別表2-4の変更、条文第3項を変更および第4項を追加)  
(第12条(授業時間)の条文を変更)  
ただし、第11条の規定については、令和4年度以前の入学生は、  
従前の規定を適用する。

#### 附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。  
(第5条(課程、学科、修業年限及び定員)別表1の変更)  
(第11条(教育課程及び授業時間数)別表2-3の変更)、  
(第24条(休学)の条文第2項から第5項を削除)  
(第25条(復学)の条文第4項を追加)  
(第26条(退学)の条文第2項を追加)  
(第27条(除籍)の条文を変更および第2項を追加)  
(第35条(納付金)別表3の変更)  
ただし、令和5年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。

#### 附 則

この学則は、令和6年10月1日から施行する。

(文化教養専門課程の廃止)

(日本語科1年6か月の廃止)

(第5条(課程、学科、修業年限及び定員)別表1の変更)

(第6条(在学期間)第2項を削除)

(第7条(学年及び学期の始終期)第4項を削除)

(第8条(休業日)の条文を変更)

(第9条(教職員)の条文を変更および第2項を削除)

(第11条(教育課程及び授業時間数)の別表2-5を削除)

(第12条(授業時間)の条文を変更)

(第13条(成績評価)第2項を変更)

(第15条(入学資格)第2項を削除)

(第35条(納付金)別表3の変更)

## 附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

(自動車工学・機械設計科(4年課程)の新設)

(第5条(課程、学科、修業年限及び定員)別表1の変更)

(第11条(教育課程及び授業時間数)別表2-1、別表2-2、別表2-3の変更および別表2-5の追加)

(第35条(納付金)別表3の変更)

ただし、令和6年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。

## 附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

(第11条(教育課程及び授業時間数)別表2-1、別表2-3、別表2-5の変更)

ただし、1級自動車整備科、2級自動車整備科および自動車工学・機械設計科の令和6年度以前の入学者、国際自動車整備科の令和5年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。

## 附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。

(学科名の変更【総合自動車エンジニア科】)

(第5条(課程、学科、修業年限及び定員)別表1の変更)

(第11条(教育課程及び授業時間数)別表2の変更)

(第35条(納付金)別表3の変更)

ただし、令和7年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。

## 附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。

ただし、第30条及び第31条の規定は、令和8年4月1日以後の入学者から適用し、  
施行日前に入学した学生については、改正前の規定を適用する。

(第4条(学校評価)条文の変更)

(第11条(教育課程及び授業時間数)別表2の変更)

ただし、第11条の規定は、1級自動車整備科、2級自動車整備科および  
総合自動車エンジニア科の令和7年度以前の入学者、  
国際自動車整備科の令和6年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。

## 本校の課程、学科および修業年限ならびに定員

課程名	昼夜別	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備考
工業専門課程	昼	1級自動車整備科	4年	50	200	
	昼	2級自動車整備科	2年	75	150	
	昼	国際自動車整備科	3年	40	120	
	昼	自動車工学・機械設計科	3年	10	30	2024年度入学生が卒業するまで
	昼	総合自動車エンジニア科	4年	15	60	
合 計				190	560	

※1級自動車整備科においては、二級自動車整備士に関する養成教育を当該学科の1年次・2年次の2年間で行い、一級小型自動車整備士に関する養成教育については3年次・4年次の2年間で行うものとする。

※総合自動車エンジニア科においては、二級自動車整備士に関する養成教育を当該学科の1年次・2年次の2年間で行うものとする。

別表 2

省略

## 本校の入学金および授業料等

単位：円

課 程	学 科 名	入 学 金	授 業 料 (年 間)	施 設 設備費	教 育 充実費	実 習 費
工業 専門課程	1 級自動車整備科	150,000	590,000	200,000	180,000	
	2 級自動車整備科	150,000	590,000	200,000	180,000	
	国際自動車整備科	150,000	350,000	200,000	180,000	
	自動車工学・機械設計科（3年課程）	150,000	590,000	200,000	180,000	33,000
	総合自動車エンジニア科	150,000	590,000	200,000	180,000	33,000
入学選考料		30,000（外国人留学生については20,000）				

※教科書、教材費、各種検定受験費、研修、合宿費は実費請求

※自動車工学・機械設計科（3年課程）は、2024年度入学者まで

※総合自動車エンジニア科の実習費は、3年次および4年次のみ